

平成二十六年経済産業省令第四十二号

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第六十五条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）の規定を実施するため、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第六十五条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令を次のように定める。

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第六十五条第一項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

附 則

この省令は、原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十号）の施行の日（平成二十六年八月十八日）から施行する。

別記様式

別記様式

表面	
第 号	
原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第 65 条第 2 項の規定による立入検査証	
職名及び氏名	
写 真	年 月 日生 年 月 日交付
	経済産業大臣 印
(押出スタンプ割印)	

裏面
原子力損害賠償・廃炉等支援機構法抜粋
第 65 条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対しその業務に関し報告をさせ、又はその職員に機構の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
第 75 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、50 万円以下の罰金に処する。
二 第 65 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 B 7 とすること。